

故障による取替工事（3号）に係る 補助金申請の流れ

※防犯灯器具一式の取替工事のみ対象

①事前連絡（電話又はメール）

故障の工事を行う前に担当課へ電話又はメールで事前連絡してください。その際に取替灯数及び取替場所の電柱番号（専用柱などで電柱番号がない場合等は住所）をお聞きしますので、御準備ください。（連絡先は下の③を御覧ください。）

②工事の実施

※事前連絡前に着工することはできません。

③交付申請及び実績報告書提出（窓口又はメール）

様式2の交付申請及び実績報告書に必要書類（**工事の請求書※内訳必須、工事の領収書、位置図、補助金請求書**）を添えて工事完了後速やかに提出ください。

※実績報告書提出前に振込先口座の名義人を変更した場合は、当該口座の通帳の写しを提出ください。

【担当】市民協働課防犯交通班（電話0258-39-2206）

【窓口】アオーレ長岡東棟1階 市役所総合窓口

【メール】simin-kyodo@city.nagaoka.lg.jp

※メールの場合、データ量が10MBを超えると受信できませんので、御注意ください。

○ 申請書類は、長岡市HPからもダウンロードできます。

トップページ > くらし・手続き > 防犯・交通安全 > 防犯 > 防犯灯の設置について

④交付決定及び確定通知・補助金支払

交付確定通知日から3週間程度で指定口座に補助金を振り込みます。

※予算額に達し次第、受付を終了しますので、御留意ください。

申請団体
(町内会等)

長岡市